

3 権利擁護等の支援の強化

目指す姿

発達障害者の権利利益を擁護するために必要な支援体制や司法手続きにおける権利利益を円滑に行使できるために意思疎通手段等が配慮された体制が整備されています。

<取組の方向>

取組の内容	担当
1 権利擁護の支援 （法第12条，第3条第5項）	
県や市町関係職員の庁内研修の実施	県，市町 県発達障害者支援センター
民生委員・児童委員及び主任児童委員対象の研修の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
消費生活センター関係職員の研修の実施 地域福祉権利擁護事業等担当の社会福祉協議会職員の研修の実施	県 県発達障害者支援センター
成年後見制度の活用促進	県（健康福祉局），市町
ひきこもり相談支援センターと発達障害者支援センターの連携体制の強化	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
医療，保健，福祉，教育，労働等機関と消費生活，警察等関係機関との連携協力体制の整備	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
2 司法手続き等の配慮の促進 （法第12条の2）	
警察や司法関係職員の研修の実施	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
発達障害者支援センターによる司法関係者の研修やケース会議への支援	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター
警察官や司法公務員等への啓発資料の配布	県（健康福祉局） 県発達障害者支援センター

課題，取組の必要性

1 権利擁護の支援（法第12条，第3条第5項）

- 行政職員が基本的人権の尊重の立場から，発達障害児・者やその家族に対して，担当する業務において適切に対応できるよう，研修や啓発を引き続き行う必要があります。
- 発達障害のために差別されることがないように日常生活，社会生活における平等な参加（障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を含む。）を支援するとともに，いじめ，虐待，消費生活のトラブル，長期のひきこもり等の社会的問題の背景に発達障害が関係することがあるため，地域における支援者に対し，発達障害への理解を促進する等の研修や普及啓発を継続して行う必要があります。
- 権利利益の擁護のための必要な支援として，成年後見制度の活用，広島県社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業「かけはし」の利用のほか，矯正施設から退所した者の自立した生活を支援する広島県地域生活定着支援センターを積極的に活用する必要があります。
- また，発達障害者は犯罪の被害者になったり，悪徳商法等の消費者被害にあったりすることが多いと言われており，このような被害を防ぐため，医療，保健，福祉，教育，労働等の機関と消費生活，警察等その他の関係機関との必要な連携協力体制を整備する必要があります。

2 司法手続き等の配慮の促進（法第12条の2）

- 当事者の権利に関わる司法関係の職員が、発達障害に関する正しい理解がなく当事者に接することは、結果的に当事者に不利益になる恐れがあるため、例えば、文字や写真、絵図を活用して記憶の整理や言葉で表現したいことの補足を助けるなどの個々の発達障害の特性に配慮した意思疎通支援に係る適切な知識や対応への研修や、捜査や処分決定において、福祉・医療の関係者、関係機関から必要な助言を受ける等の適切な配慮が必要です。

現在の取組

- 広島県発達障害者支援センターによる取組

警察、保護観察所等、司法関係者からの発達障害に係る研修の講師やケース会議の参加等の依頼により職員を派遣しています。

- 障害者虐待防止・権利擁護推進事業

障害者虐待防止法に基づき、虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、市町及び関係機関との連携協力体制を整備し、市町や事業所等を対象とした研修を実施するとともに、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言その他必要な援助を行うことなどを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を設置しています。

「広島県障害者権利擁護センター」（県社会福祉協議会に委託）

HP アドレス <http://www.hiroshima-fukushi.net/prefectural4/syogaisya/>

- 障害者差別解消法への対応

- ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

学識経験者、障害者団体、保健・医療・福祉・教育・労働・法曹等の関係団体、民間事業者団体、国・県の行政機関から構成される協議会において、相談事例等について情報共有や、具体的事案の対応例について協議を行っています。

- ・ 啓発パンフレット

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」を受けて作成した啓発パンフレット（平成28年3月発行）では、3ページに発達障害について記載をしています。

（県ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/201825.pdf>

発達障害を含め、障害のある方に対し、サービスを受けさせない、制限するなど「不当な差別的取扱い」をしてはいけないこと、日常の活動の中で障壁になるようなものを取り除く「合理的配慮」をしないといけないこと、が定められた「障害者差別解消法」について、わかりやすく書いてあります。

